

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター組織規則(平成 24 年規則第 17 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 自然科学教育研究支援センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 自然科学教育研究支援センター(以下「センター」という。)の各施設長
- (3) センターの専任教員
- (4) 各学部及び各研究科(大学院司法政策研究科及び大学院臨床心理学研究科を除く。)の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各 1 名
- (5) 研究国際部長
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 4 号及び第 6 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針及びセンターの分野の設置、廃止等組織編成に関する事。
- (2) センターの施設及び設備の整備並びにその利用に関する事。
- (3) センターの諸規則の制定改廃に関する事。
- (4) センターの中期計画・中期目標及び評価に関する事。
- (5) 予算に関する事。
- (6) 概算要求に関する事。
- (7) その他センターの管理・運営に関する事。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第 6 条 委員が事故のため出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 委員会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 動物実験施設部会
- (2) 遺伝子実験施設部会
- (3) 機器分析施設部会
- (4) アイソトープ実験施設部会

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、研究国際部研究協力課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 鹿児島大学フロンティアサイエンス研究推進センター運営委員会規則(平成 17 年規則第 21 号)は、廃止する。